

区内中小企業・事業所をサポート

創業支援、展示会への出展経費など、経営に関する各種補助事業を実施

活力あるまちづくりのためには、区内経済や中小企業の活性化が不可欠です。区では、中小企業支援のための各種補助事業を行っています。補助対象や内容、条件などの詳細は区ホームページをご覧ください ① 経済課産業振興係(区役所4階29番)にある申請書に必要書類および資料を添付し、〒135-8383区役所経済課産業振興係へ郵送または持参 ☎3647-2332、FAX3647-8442

創業支援 事務所・店舗等の賃料

対象経費	事務所・店舗等の月額賃料(住居兼事務所は補助対象外)	
金額・期間	下表のとおり 2年	
対象者	平成30年度内に創業し、店舗等が区内にあるもの	
件数	製造業1件、製造業以外5件(予定) ※書類審査のうえ、申請者多数の場合は抽選。補助の適否は全員に通知	
締切	7/31(火)必着	
補助月数	上限額と補助率	
補助開始月～12か月目(1年目)	製造業 月額 10万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 月額 5万円	月額賃料の1/4以内
13か月目～24か月目(2年目)	製造業 月額 5万円	月額賃料の1/2以内
	製造業以外 月額 3万円	月額賃料の1/4以内

※製造業とは、日本標準産業分類で定める大分類「製造業」

ホームページ作成費(新規開設)

対象経費	○ホームページの作成に係る委託費(外部委託の場合) ○ホームページ作成ソフトおよびその解説書の購入費(自社作成の場合) ※対象外経費:通信経費、維持管理費等ホームページ作成に直接関係しない経費、パソコン等設備購入費
金額	区内中小企業:対象経費の2分の1以内で上限5万円 区内中小企業団体:対象経費の2分の1以内で上限30万円
対象者	区内中小企業または区内中小企業団体
条件	○ホームページの新規作成に着手する前に申請が必要 ○平成31年3/20(水)までに実績報告書を提出 ○作成するホームページが他の主催するウェブサイトの一部でないこと ○すでにあるホームページの変更・更新でないこと

知的財産権(特許権・実用新案権・意匠権・商標権)取得費

対象経費	出願料、登録料、審査請求料、弁理士に支払う報酬
金額	対象経費の2分の1以内で上限10万円(特許権の取得にあっては上限30万円)
対象者	区内中小企業 ※出願申請の日から6か月以内に申請してください

新製品・新技術広告宣伝費

対象経費	新聞・企業雑誌等への広告掲載料(紙媒体への掲載で自社で新たに開発した製品のみ)
金額	対象経費の3分の2以内で上限100万円
対象者	区内中小企業 ※前年度この補助金の交付を受けた場合は対象外
件数	3件(予定)
申請書配布	4/16(月)～

展示会・見本市への出展経費

対象経費	出展料・出展小間料・展示装飾費
金額	対象経費の2分の1以内で上限20万円
対象者	区内中小企業または区内中小企業団体 ※直近2か年度連続でこの補助金の交付を受けた場合は対象外
対象事業	国内外で開催される展示会、見本市等への出展 ※主として販売を目的としない展示会等に限る
締切	出展する展示会等の開催日の1か月前

新製品・新技術開発費

対象事業	中小企業が自ら行う研究開発で平成30年度中に事業が完了するもの(新製品の開発、機械器具(装置)の高性能化、新物質(新材料)の開発、新工法の開発など)
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
件数	5件(予定)
締切	6/29(金)必着

環境認証等取得費

対象経費	ISOやエコアクション21等の環境認証やプライバシーマークを新たに取得する場合の経費の一部
金額	下表のとおり
対象者	区内中小企業 ※必ず認定・認証を受ける前に申請してください

産学連携による共同研究費

対象経費	大学等に支払う共同(委託)研究に係る契約金
金額	対象経費の3分の2以内で上限300万円
対象者	区内中小企業、複数の中小企業(2分の1以上が区内事業者)で構成する任意のグループ、区内の中小企業団体
対象事業	大学または高等専門学校と行う製品開発や技術開発の共同(委託)研究で、平成30年度中に事業完了が見込めるもの ※申請時に大学等と契約が完了し、契約金の支払いが済んでいないものに限る
件数	2件(予定)

都立産業技術研究センター利用料

対象経費	依頼試験、オーダーメイド試験、実地技術支援、試験機器の利用、オーダーメイド開発支援、製品開発支援ラボを利用した場合に支払った利用料金
金額	対象経費の3分の2以内で、年度内上限15万円
対象者	区内中小企業

対象となる環境認証等	対象経費	補助率	限度額
ISO9001	審査登録機関の審査に要する費用、コンサルタント委託料	1/2以内	50万円
ISO14001			
ISO27001			
エコアクション21			20万円
プライバシーマーク			

平成30年度 江東区中小企業融資制度

資金名	融資限度額	返済期間(据置)	年利(%)	利率補助率(%)	自己負担率(%)	備考
運転	2,000万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1	
短期運転	300万円	1年(2か月)	1.6	0.9	0.7	
設備	2,000万円	9年(6か月)	2.1	0.8	1.3	
小規模企業特別(一般)	2,000万円(各資金合計)	6年(6か月)	1.9	0.7	1.2	従業員数が、卸・小売業(飲食業含む)、サービス業は5人以下、製造業等は20人以下
小規模企業特別(小口零細企業保証制度)		6年(6か月、借換はなし)	1.9	0.7	1.2	
借換	2,000万円	9年(なし)	2.1	0.7	1.4	区の制度融資だけが借り換えの対象
環境保全対策	2,000万円	6年(12か月)	2.1	1.1	1.0	
// (アスベスト飛散防止)				1.6	0.5	
多角化・転業支援	2,000万円	6年(12か月)	2.1	1.4	0.7	
設備強化	4,000万円	9年(12か月)	2.1	1.1	1.0	※1
				1.6	0.5	※2
創業支援	1,000万円 1,500万円	6年(12か月)	2.1	1.6	0.5	※3
				1.8	0.3	※2
特定創業者特例				2.1	0.0	当初3年 ※4
				1.6	0.5	4年目以降 ※4
団体	1億円(転貸1組合員1,000万円)	1年(2か月)	1.6	-	1.6	
		5年(6か月)	1.9	-	1.9	

○あっせん受付期間は、4月～平成31年3月です。融資限度額に下線が引かれている資金は、4月から融資限度額が1,250万円から2,000万円に引き上げられる資金です。区の融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、リーフレット・区ホームページをご確認ください。

※1 設備強化資金は、大型店対策・商店街リニューアル・商工業施設建替の要件のいずれかに該当することが条件となります。また運転資金は設備資金との併用のみとし、金額は設備資金の1/2以内とします。運転資金のみの利用はできません。

※2 設備強化資金および創業支援資金の商店街空き店舗活用は、商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店会長の推薦を受けて利用する場合、利率補助率を優遇します。

※3 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限です。

※4 特定創業者特例は、区の特定創業支援事業の制度を受けられた方が、その証明書をもって創業支援資金を利用した場合に、借入当初から36か月間の利率を全額補助します。

江東区中小企業融資制度

4月から融資限度額を一部引き上げ

区では、区内中小企業者の方が事業資金を低金利で借入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。

平成30年4月から、小規模企業特別資金などの融資限度額を、1,250万円から2,000万円に引き上げます。この機会にぜひご利用ください。

借入れにあたっては、区の紹介を受けた後、金融機関および東京信用保証協会の審査がありますので、期間に余裕を持ってお手続きください。

また、初めて利用される方には、区役所で経営相談を受けていただくことも可能です。

「江東区中小企業融資のご案内」または区ホームページをご覧ください。

また、一部の資金は借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、リーフレットをご覧ください。

また、区内の資金は借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、リーフレットをご覧ください。

また、一部の資金は借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、リーフレットをご覧ください。

また、区内の資金は借入れに要する信用保証料の補助があります。詳細は、リーフレットをご覧ください。

創業を支援 3年間利率を全額補助

創業支援資金は、事業主でない個人の方が、新たに個人または法人として江東区内で創業する場合が対象となります。

特に、江東区の「特定創業支援事業」を受けた方が、その証明書をもって「創業支援資金」を利用する場合には、当初の3年間に限り利率を全額補助します(利率はいったんお支払いいただきますが、翌年の5月にまとめて補助金として交付します)。「特定創業支援事業」の詳細は、区ホームページをご覧ください。

① 経済課融資相談係
☎(3647)2331
FAX(3647)8442